

独国青若第53号
令和4年9月20日

令和5年度利用希望団体の皆様

独立行政法人国立青少年教育振興機構
国立若狭湾青少年自然の家
所長 岸下良幸

令和5年9月以降の利用受け入れについて

平素より当施設の運営にご理解・ご協力を賜り、また、令和5年度の利用をご検討くださり、誠にありがとうございます。

さて、当施設では、国立青少年教育振興機構が示す「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」に準拠し、令和5年9月以降の受け入れに関して、下記の通りとさせていただきます。

また、令和5年4月より特定の活動プログラムにおいて実費負担をお願いいただくことを予定しております。

皆様には、事情をご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、お気軽にご連絡ください。

記

1. 受け入れについて

- (1) 1日あたりの宿泊を、**4団体*280名程度**とし、予約を受け付けます。
なお、日帰り団体や当施設が主催する事業等は団体数および人数に含みません。
- (2) 食堂については、引き続きパーテーションを設置し座席数を減らすことで、間隔を設けてご利用いただきます。
通常時：248席 対策後：164席（食堂内140席、食堂出口側ホール24席）
- (3) 食堂及び大浴室の利用については、他団体と合同で利用いただく場合があります。
- (4) 各種活動（例：水泳、ボート、カッター等）についても、他団体と合同で行っていただく場合があります。
- (5) 原則、日帰り団体の活動内容は宿泊団体の活動調整後（利用月の3か月前を目安）以降に確定いたします。
- (6) 日帰り利用の場合、希望の活動が実施できない可能性があるため、複数の候補日をご準備ください。

【裏面もご覧ください】

2. 活動プログラムの料金改訂について（予定）

「令和5年度の利用受入れについて」（令和4年3月31日付）にて以下のとおりご案内しておりますのでご確認いただき、ご理解いただきますようお願いいたします。

(1) 適用開始日

令和5年4月1日以降に入所する団体から適応します。

(2) 対象の活動プログラム

以下の活動プログラムについて料金を改訂します。

①料金を値上げする活動

A) カッター活動（通常）

	料 金
現行（令和5年3月31日まで）	¥300/人
改定後	¥400/人

B) カッター活動（入退所）

	料 金
現行（令和5年3月31日まで）	¥300/人
改定後	¥500/人

②有料化する活動

スノーケリング活動、

シーカヤック活動、

スタンドアップパドルサーフィン活動

水泳活動

ボート類活動

（2人乗りボート、3人乗りボート、カヌー、大だらい、組み立て式いかだ）

	料 金
現行（令和5年3月31日まで）	無 料
改定後	¥100/人

<本件担当>

独立行政法人国立青少年教育振興機構

国立若狭湾青少年自然の家 事業係

〒917-0198 福井県小浜市田島区大浜

TEL : 0770-54-3100 FAX : 0770-54-3023

mail : wakasawan@niye.go.jp